

財形年金貯蓄 商品説明書

(平成 26 年 12 月 1 日以降適用)

| | | |
|----------------------|---|---|
| 1. 商品名 | 財形年金貯蓄 | |
| 2. 商品概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・退職後の私的年金づくりのための貯蓄として、一定の要件を満たすことにより、在職中はもちろん退職後も非課税の適用を受けられる商品です。 ・財形住宅貯蓄と合算で550万円まで非課税です。 | |
| 3. 販売対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・当行と事務取扱協定書を締結している企業に属し、当行と勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結している勤労者で、満55歳未満のお客さまに限られます。 ・一人1契約のみに限られます(一般財形貯蓄や財形住宅貯蓄との併用は可能です)。 ・店頭でのお取扱はいたしません。 | |
| 4. 財形積立て | <p>(1) 積立方法: 給与、賞与からの天引き</p> <p>(2) 積立最低金額: 1,000円</p> <p>(3) 積立単位: 1,000円単位</p> <p>(4) 積立期間: 5年以上の期間にわたって毎年定期(1回以上)に積立いただきます。なお、2年未満であれば何度でも積立てを中断することができますが、2年以上の期間にわたって積立てを中断すると、それ以降に支払われる利息全額が課税対象となりますので、ご注意ください。</p> | |
| 5. 積立金の運用先 (運用商品) | (1) 運用商品 | 財形定期預金(半年複利型) |
| | (2) 募集期間 | この預金には、毎月28日を募集初日、翌月27日を募集最終日とする募集期間を設けます。尚、休業日に該当する日は募集を行いません。 |
| | (3) 預入方法 | <ul style="list-style-type: none"> ●お客さまの毎月の積立金等を、募集最終日(当日が休業日の場合には前営業日)に、この預金に預け入れます。 ●募集期間中に払い込みがあった積立金等については下記(4)①の募集期間内利息を付利し、当該積立金等とともにこの預金に預け入れます。 ●同一募集期間内に複数回に分かれて払い込みがあった積立金等は、募集最終日以降、全ての元本および募集期間内利息を合算して利息計算を行います。 |
| | (4) 利息 | <p>①募集期間内の利息: 適用利率: 積立金等の払込時のこの預金の店頭表示の利率(約定利率)を払込日の翌日から募集最終日まで適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●募集期間最終日に利息を支払います。付利単位は1円とし、1年を365日とする日割計算とします(円未満の端数は四捨五入)。支払われた利息は、積立金等とともにこの預金に預け入れられます。 <p>②募集最終日以後の利息: 適用利率: この預金への預入時(継続したときはその継続日)の店頭表示の利率(約定利率)を満期日まで適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満期日に一括で支払われます。付利単位を1円とし、1年を12ヶ月とする月割計算で半年複利計算とします(円未満の端数は四捨五入)。支払われた利息は、当該利払日が属する募集期間に新たに設定されるこの預金に預け入れられます。 ●利息計算の際、計算基準預入元本10,000円あたりの利息を計算しこれに基づき、預入元本金額に対応する利息を算出します。 <p>* 具体的な利率については、当行ホームページにてご確認ください。</p> |
| | (5) 満期日 | 募集最終日の5年後の応当日を満期日とします。ただし、5年後の応当日が休業日の場合には、その前営業日を満期日とします。 |
| | (6) 満期処理方法 | この預金の元利金は満期日に一括して支払われ、当該満期日が属する募集期間に新たに設定されるこの預金に預け入れられることにより、自動継続されます。その際、自動継続時の店頭表示の利率(約定利率)が適用されます。 |
| | (7) 預金保険 | この預金は、預金保険の保護対象です。この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行に預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本1000万円までとその利息のみが保護されます。 |
| | (8) 税金 | <ul style="list-style-type: none"> ●財形住宅貯蓄と合算で550万円までが非課税となります。 ●非課税枠を超過した場合、積立てを2年以上中断した場合、または海外転勤のため7年超積立てを中断した場合には、それ以降に発生する利息がすべて課税扱いとなります。 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|----------|------------------------------|----------|--|----------|-----------------------------------|----------|---|-----------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ●年金受取等の目的以外の払戻しの場合、過去5年間に支払われた利息および解約時の利息に対して課税が行われます。ただし、年金受取開始後5年超の場合には遡及課税はなく、解約時の利息についてのみ課税されます。 ●課税扱いとなる場合には、源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)として利息に課税されます。 ●詳しくは、お客さま自身で公認会計士や税理士にご相談ください。 注)国税につきましては、平成25年1月1日から適用される復興特別所得税が含まれています(復興特別所得税課税分 $15\% \times 2.1\% = 0.315\%$)。 | | | | | | | | | | |
| 6. 財形解約の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・年金受取等の所定の目的の場合のみ払戻可能です。 ・年金受取等の所定の目的以外の払戻しの場合には、全額解約となります。 ・お客さまから財形の解約の申出を受けたときは、当行所定の計算による金額の上記5の預金の払込金を払い出し又は当該預金を解約のうえ払戻いたします。 ・中途解約となる預金については、当該預金元本金額の0.2%に相当する金額を中途解約調整金として元本から差し引き、預入日の翌日から中途解約日までの間の日数につき、半年複利の方法により算出された経過利息を預金元本金額に加えます。なお、かかる経過利息は、当該預金の適用利率にて計算されます。 ・中途解約調整金は、金利情勢の変化により、変更させていただくことがございます。 | | | | | | | | | | |
| 7. 財形年金の受取り | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(1) 据置期間</td> <td>積立終了日から5年以内の据置期間を設けることができます。</td> </tr> <tr> <td>(2) 受取期間</td> <td>60歳以降の契約で定める日を年金受取開始日とし、年金受取開始日から5年以上20年以内の期間をご選択いただけます。</td> </tr> <tr> <td>(3) 受取間隔</td> <td>「毎月」または「3カ月ごと」のうち、いずれかをご選択いただけます。</td> </tr> <tr> <td>(4) 受取方法</td> <td>次のいずれかの受取方法をご選択いただけます。 定額型・・・財形年金貯蓄の受取開始のお知らせに記載される受取額を毎回受け取る方法。 逓増型・・・年金受取開始日を年計算の基準日とし、定率方式により確定した当年の受取額をご選択された年間受取回数で除し、1,000円単位で受け取る方法。</td> </tr> <tr> <td>(5) 年金受取額</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●年金は、預入前の積立金等、満期日の到来した預金の利息、その満期金の順で充当しますが、年金受取額に満たない場合には、満期未到来の預金を当行所定の順序にて中途解約し、当行所定の手続により払戻しのうえ、お受け取り頂きます。 ●年金のお受取開始に際して、その時点での当行試算レートをを用いてお客さまの受取り総額を試算し、一回あたりの受取額を設定しております。このため、お受取開始後の金利動向によっては設定時に試算したお受取総額と実際のお受取総額との間に差が生じる場合がありますので、ご注意ください。 </td> </tr> </table> | (1) 据置期間 | 積立終了日から5年以内の据置期間を設けることができます。 | (2) 受取期間 | 60歳以降の契約で定める日を年金受取開始日とし、年金受取開始日から5年以上20年以内の期間をご選択いただけます。 | (3) 受取間隔 | 「毎月」または「3カ月ごと」のうち、いずれかをご選択いただけます。 | (4) 受取方法 | 次のいずれかの受取方法をご選択いただけます。 定額型・・・財形年金貯蓄の受取開始のお知らせに記載される受取額を毎回受け取る方法。 逓増型・・・年金受取開始日を年計算の基準日とし、定率方式により確定した当年の受取額をご選択された年間受取回数で除し、1,000円単位で受け取る方法。 | (5) 年金受取額 | <ul style="list-style-type: none"> ●年金は、預入前の積立金等、満期日の到来した預金の利息、その満期金の順で充当しますが、年金受取額に満たない場合には、満期未到来の預金を当行所定の順序にて中途解約し、当行所定の手続により払戻しのうえ、お受け取り頂きます。 ●年金のお受取開始に際して、その時点での当行試算レートをを用いてお客さまの受取り総額を試算し、一回あたりの受取額を設定しております。このため、お受取開始後の金利動向によっては設定時に試算したお受取総額と実際のお受取総額との間に差が生じる場合がありますので、ご注意ください。 |
| (1) 据置期間 | 積立終了日から5年以内の据置期間を設けることができます。 | | | | | | | | | | |
| (2) 受取期間 | 60歳以降の契約で定める日を年金受取開始日とし、年金受取開始日から5年以上20年以内の期間をご選択いただけます。 | | | | | | | | | | |
| (3) 受取間隔 | 「毎月」または「3カ月ごと」のうち、いずれかをご選択いただけます。 | | | | | | | | | | |
| (4) 受取方法 | 次のいずれかの受取方法をご選択いただけます。 定額型・・・財形年金貯蓄の受取開始のお知らせに記載される受取額を毎回受け取る方法。 逓増型・・・年金受取開始日を年計算の基準日とし、定率方式により確定した当年の受取額をご選択された年間受取回数で除し、1,000円単位で受け取る方法。 | | | | | | | | | | |
| (5) 年金受取額 | <ul style="list-style-type: none"> ●年金は、預入前の積立金等、満期日の到来した預金の利息、その満期金の順で充当しますが、年金受取額に満たない場合には、満期未到来の預金を当行所定の順序にて中途解約し、当行所定の手続により払戻しのうえ、お受け取り頂きます。 ●年金のお受取開始に際して、その時点での当行試算レートをを用いてお客さまの受取り総額を試算し、一回あたりの受取額を設定しております。このため、お受取開始後の金利動向によっては設定時に試算したお受取総額と実際のお受取総額との間に差が生じる場合がありますので、ご注意ください。 | | | | | | | | | | |
| 8. 当行が契約している指定紛争解決機関 | <p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p> | | | | | | | | | | |